

調査票 1

都道府県・ 政令指定都市名	38 愛媛県
------------------	--------

1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	県民環境部 県民生活局 男女参画・県民協働課
担 当 職 員 数	7 人 (専任 5 人、兼任 2 人)

2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	愛媛県男女共同参画推進本部
設 置 年 月 日 ・ 根 拠	平成 12 年 4 月 1 日 根拠: 愛媛県男女共同参画推進本部規程
長 の 役 職	副知事

3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

会 議 の 名 称	愛媛県男女共同参画会議
設 置 年 月 日	平成 14 年 4 月 1 日
構 成 員	10 人 (女性 7 人、男性 3 人)

4 男女共同参画に関する計画

計画期間	平成 23 年 4 月 ~ 33 年 3 月			
名 称	愛媛県男女共同参画推進計画(平成28年3月に中間改定【計画期間H28.4～H33.3】)			
改定・見直しの予定時期	平成 33 年 4 月 1 日		ー 未定の場合は○をつけてください。	
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	○	※いずれか1つに○をつけてください。		
女性活動推進法の推進計画と別に作成				

5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	愛媛県男女共同参画推進条例
	公 布 日	平成 14 年 3 月 26 日
	施 行 日	平成 14 年 4 月 1 日
	最 終 改 正 日	平成 16 年 12 月 24 日
	改 正 内 容	第4条第2項、第10条第1項、第18条、第19条第2項中「市町村」を「市町」に改めた。
無の場合 ※ どちらかに○を つけてください。	改正が予定されている場合、改正予定時期:	平成 年 月
	制定等について検討中(状況を具体的に)	
	特に検討していない	

調査時点コードを以下より選択してください

6 審議会等委員への女性の登用		①:平成29年4月1日		2:平成29年5月1日		3:その他: 平成年月日	
目標値		平成 32 年度まで 45 %		平成 年度まで %			
根 拠		第2次愛媛県男女共同参画推進計画(中間改定)平成28年4月1日					
目標設定の対象である審議会等の範囲		法律、条例、要綱等により設置されている審議会・委員会(地方自治法第180条の5に基づくもの、行政機関又は団体相互の連絡調整を目的としたもの、特定の地域で設置されているもの、不定期の開催で活動が停止されているもの等を除く)					
目標設定の対象である審議会等における登用状況		調査時点コード	1	審議会等数(146)		うち女性委員を含む審議会等数(141)	
		延総委員等数(1,425)		延女性委員等数(597)		女性比率(41.9)	
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況		調査時点コード	1	審議会等数(74)		うち女性委員を含む審議会等数(72)	
		延総委員等数(1,202)		延女性委員等数(428)		女性比率(35.6)	
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況(*)		調査時点コード	1	審議会等数(36)		うち女性委員を含む審議会等数(35)	
		延総委員等数(723)		延女性委員等数(225)		女性比率(31.1)	
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況		調査時点コード	1	審議会等数(9)		うち女性委員を含む審議会等数(8)	
		延総委員等数(66)		延女性委員等数(14)		女性比率(21.2)	
目標値以外の目標設定							
女性 登用 方 策	人材名簿作成の有無	有 ○ (公表 ・非公表 ○) ・無		作成予定有			
	人材名簿が有る場合	掲載人数	413 人	(平成 29 年 4 月現在)			
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無		有 ○ ・無			
		委員の公募		有 ○ ・無			
そ の 他		(目標を達成していない審議会等について、事前協議を実施している。)					

注(*) 平成29年3月時点で法律又は政令により設置義務がある審議会のうち内閣府が把握したもの
(参照:別表1(都道府県)、別表2(政令指定都市))

7 女性公務員の採用・登用状況

調査時点コードを以下より選択してください

(1)-1管理職の在職状況							1:平成29年4月1日		その他: 平成 年 月 日				
		管理職総数(※)			女 性 管 理 職 の 内 訳								
		(人) (A)=(C+E+G)	うち女性 管理職数 (人) (B)=(D+F+H)	女性比率 (%) (B/A)	部局長相当職			次長相当職			課長相当職		
					(人) (C)	うち女性 数(D)	女性比率	(人) (E)	うち女性 数(F)	女性比率	(人) (G)	うち女性 数(H)	女性比率
本庁	計	194	5	2.6	14	1	7.1	34	1	2.9	146	3	2.1
	うち一般行政職	155	5	3.2	14	1	7.1	32	1	3.1	109	3	2.8
支庁・地方事務所等	計	253	22	8.7	6	0	0.0	54	4	7.4	193	18	9.3
	うち一般行政職	157	9	5.7	4	0	0.0	27	1	3.7	126	8	6.3
全体	計	447	27	6.0	20	1	5.0	88	5	5.7	339	21	6.2
	うち一般行政職	312	14	4.5	18	1	5.6	59	2	3.4	235	11	4.7
再掲	警察関係	50	0	0.0	0	0		0	0		50	0	0.0
	教育委員会	29	2	6.9	1	0	0.0	4	1	25.0	24	1	4.2

注(※) 管理職総数の欄は自動計算されますので入力しないでください。

(1)-2職務上の地位別職員在職状況

調査時点コードを以下より選択してください

		1:平成29年4月1日			その他: 平成 年 月 日		
		課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性比 率	係長相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性比 率
本庁	計	381	26	6.8	853	119	14.0
	うち一般行政職	228	25	11.0	549	100	18.2
支庁・地方事 務所等	計	447	35	7.8	1,272	234	18.4
	うち一般行政職	257	16	6.2	546	69	12.6
全体	計	828	61	7.4	2,125	353	16.6
	うち一般行政職	485	41	8.5	1,095	169	15.4
再掲	警察関係	321	20	6.2	786	70	8.9
	教育委員会	32	2	6.3	79	20	25.3

(1)-3新規昇任者数

平成28年4月1日～29年3月31日

		課長相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性比 率	課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性比 率	係長相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性比 率
本庁	計	20	1	5.0	47	4	8.5	61	9	14.8
	うち一般行政職	14	1	7.1	36	4	11.1	39	8	20.5
支庁・地方事 務所等	計	57	8	14.0	72	6	8.3	115	23	20.0
	うち一般行政職	42	4	9.5	44	3	6.8	55	10	18.2
全体	計	77	9	11.7	119	10	8.4	176	32	18.2
	うち一般行政職	56	5	8.9	80	7	8.8	94	18	19.1
再掲	警察関係	11	0	0.0	31	3	9.7	60	4	6.7
	教育委員会	0	0		4	0	0.0	15	2	13.3

(1)-4昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

考慮要素としている事項すべてに○を記入してください。

	勤務 成績	昇任試験		昇格試験		部局等の 推薦	経年 数	遠隔地 での長 期研修 (4週間 以上)	遠隔地 での 勤務経験	本人の希 望	その他(具体的に記入ください)
		面接 のみ	それ 以外	面接 のみ	それ 以外						
課長級	○		○				○				勤務成績、経験年数は、警察のみ該当
補佐級	○		○			○	○				昇任試験、経験年数は、警察のみ該当
係長級	○		○			○	○				昇任試験、経験年数は、警察のみ該当

(1)-5昇任・昇格試験の受験者数

平成28年4月1日～29年3月31日

	全受験者 数(人)	女性受験 者数(人)	女性受 験率 (%)
昇任試験	1,543	126	8.2
昇格試験	0	0	

(2)女性公務員の採用状況

平成28年4月1日～29年3月31日

	総数 (人)	うち女性 数(人)	女性比率 (%)
全体	409	181	44.3
うち上級	255	96	37.6
うち一般行政職	160	73	45.6
うち上級	132	62	47.0
うち警察関係	82	15	18.3
うち上級	42	9	21.4

8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

※複数の施設がある場合、2件目以降は、次のシート(調査票1(2))に記載してください。

名 称	愛媛県男女共同参画センター	愛称・通称	
設置年月日	昭和 62 年 11 月 1 日	施設形態	単独施設 ○ 複合施設
所在地等	郵便番号：791-8014 住 所：愛媛県松山市山越町450番地 電話番号：089-926-1633 FAX番号：089-926-1661 ホームページ： http://www.ehime-jouseizaidan.com/		
管理・運営主体 ※1～2について、該当するものに○をつけ、記入してください。	1. 施設管理 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称：(公財)えひめ女性財団) その他() 2. 事業運営 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称：(公財)えひめ女性財団) その他()		
職 員 数	常勤 4 人、非常勤 7 人	予算額	平成29年度 37,145 千円
主な事業 〔男女共同参画・女性に関するもの〕	*実施しているものに○を付し、主な事項を記入してください。 ○ 1. 広報啓発(主な事項 ホームページ)) ○ 2. 講座(主な事項： エンパワーメントカレッジの実施、公開講座の開催)) ○ 3. 相談事業(主な事項 総合相談(一般相談、心理相談)、法律相談、DV相談)) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項： センター図書情報室で管理する新刊図書の購入)) ○ 5. 苦情処理(主な事項 県が実施する苦情処理機関の補助業務(受付・補足調査))) ○ 6. 交流促進(主な事項 ロビー展の開催)) 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項：)) 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項：)) 9. 調査研究(主な事項)) ○ 10. その他(主な事項： 助成事業(対象：大学等調査研究機関が行う男女共同参画に関わる諸問題の調査研究事業)))		

9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称	公益財団法人 えひめ女性財団	基金・基本財産額	1,000,000	千円
設置年月日	平成 3 年 4 月 1 日	出資者	愛媛県	

10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

各種女性団体連絡協議会等の有無	○ 有 名称等：男女共同参画社会づくり推進県民会議	加盟団体数	149	
	無	会 員 数		
地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	有 ○ 無			
活 動 内 容 ※実施しているものに○をつけてください。	1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 ○ 4. その他 { 内容： 県等と共催で、男女共同参画社会づくり推進県民大会を開催			

11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するものに○をつけてください。

○ 1. 担当者連絡会議の開催
2. 市町村職員研修会の開催
3. 市町村アドバイザー養成講座等の開催
○ 4. 関係情報の収集提供
○ 5. 審議会等女性登用の働きかけ
6. 補助金等の交付 名 称 :
概 要 :
○ 7. その他 内容 : 市町が計画策定に向けて研修会等を開催する際に、講師を派遣する。

12 職員研修の実績状況 ※実施しているものに○をつけてください。

(1) 男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

- 1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施
- 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
- 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣
- 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

(2) 女性職員の研修受講への配慮

○ 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施
2. 研修受講職員男女比を配慮
○ 3. その他 { 内容：総務省自治大学校が実施する第1部・第2部特別課程（「地方公務員女性幹部養成支援プログラム」）に対する女性職員派遣及び民間研修事業者が実施する女性幹部職員養成等の研修に対する職員派遣

13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	28年度予算 (千円)	29年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	73,336	76,571	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.01 %	0.01 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況

※該当するものに○をつけてください。

項目の設定	国の取組に準じた設定
1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	
3 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	
4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)～(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	
(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	
(5) その他(内容:)	

↓ 上記1～4で「○」の場合は、下記の「具体的項目」で該当する項目欄に○を付けてください。

1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	2 物品の購入などの競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	3 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	4 その他の公共調達における男女共同参画等の項目の設定
① 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は青少年の雇用の促進等に関する法律(以下「若者雇用促進法」という。)に基づく「ユースエール」認定を取得			
② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)			
③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○		
④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得			
⑤ 役員に占める女性割合に関する項目			
⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目			
⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)			
⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)			
⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組			
⑩ 短時間正社員制度の導入			
⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組			
⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①～④を除く)			
⑬ その他	○		

15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
実施の有無	○ ○
1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得	
2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○ ○
3 役員に占める女性割合に関する項目	
4 管理職に占める女性割合に関する項目	
5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組	
6 その他「登用促進等」に関する項目	
7 仕事と育児・介護を両立するための取組	○ ○
8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○ ○
9 短時間正社員制度の導入	○ ○
10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○ ○
11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)	○ ○
12 その他	○ ○

→ 「企業の登録・認定・認証制度」有りの場合、具体的名称: えひめ子育て応援企業認証制度(2、7、8、9、10、12)

→ 「企業の表彰制度」有りの場合、具体的名称: えひめ子育て応援リーダー企業コンテスト(2、7、8、9、10、12)

※具体的名称の後に()を付し、当該()の中に該当する選定等の基準番号を記入してください[例→●●表彰(1)、△△表彰(8、10)など]

16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	○	→	女性活躍推進法第23条の「協議会」に該当する場合、その具体的名称	
2 現在はないが、今後検討する			その他の場合、その具体的名称	えひめ女性活躍推進協議会

17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	○ 有 無	名 称 男女共同参画に関する世論調査
公表周期	5 年	不定期
公表主体 ※該当するものに○をつけてください。	○	1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他)

18 平成29年度実施予定事業 ※該当する予定事業がない場合は、記入欄に記入しないでください。

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発			
・ DV防止啓発資料作成事業	DV防止啓発リーフレットを作成し、民生児童委員・社会福祉職員に配布する。		随時
・ えひめ男女共同参画通信発行事業	男女共同参画関連の施策やイベント等の最新情報を提供する広報紙を発行し、市町や公民館、大学等に配布する。		年4回
・ 男女共同参画広報啓発メール配信事業	男女共同参画関連の様々な情報を希望する個人や団体に、定期的に電子メールで配信する。		月1回
・ 男女共同参画社会づくり推進県民大会	男女共同参画意識の啓発のための県民大会を開催する。		6月
・			
・			
2. 表彰			
・ ひめボスグランプリ開催事業	愛媛県版イクボス(ひめボス) 宣言企業を対象に、先進・優良事例を募集する「ひめボスグランプリ」を開催し、表彰を行う。		年1回
・			
・			
3. 講座			
・ 高校生のためのDV未然防止講座開催事業	高校生のDVへの理解促進のため講座を開催する。	3校程度	通年
・ 中学校・高校教員に対するDV未然防止教育研修事業	中・高校の教職員にDV学習の進め方の研修を行い、学校におけるDV未然防止教育の実施を促進する。	3校程度	通年
・ 大学生向けDV防止啓発講座	県内の大学・短大生を対象にデートDV防止啓発講座を開催する。		通年
・ 未来のひめボス育成事業	大学生を対象に、男女共同参画社会や女性活躍推進などを学ぶ講座を開催し、未来のひめボスを育成する。		通年
・			
4. 相談事業			
・			
・			
5. 情報収集・提供			
・ 県審議会等委員公募実施事業	庁内の公募制導入審議会等の公募委員募集を取りまとめ、チラシやHPを活用し、広報する。		毎月
・ えひめ女性のチャレンジ支援サイト情報提供事業	女性の再チャレンジや様々な分野におけるチャレンジに役立つ情報を集約したポータルサイトの運営を行う。		月1回
・ 年次報告書の作成	男女共同参画の推進状況や関連施策の実施状況を県民に公表するため、年次報告書を作成する。		年1回
・			
・			
6. 苦情処理			
・ 男女共同参画推進委員(苦情処理機関)の運営	県の施策に対して苦情がある場合、性別による差別的取扱い等により人権が侵害された場合などの申出について、その処理を行う。		随時
・			
・			
7. 交流促進			
・ えひめ女性リーダークラブの設立・運営	女性リーダーのネットワークである「ひめリットリーダークラブ」を立ち上げ、交流会を開催し、人材育成と連携促進を図る。		年1回
・ ひめボス・ひめリットトップランナーミーティングの開催	ひめリットリーダー等が一堂に会し、講演会や情報交換会などの交流会を開催する。		年1回
・ ひめリットリーダーワークショップの実施	問題解決型のワークショップを開催することにより、企業が積極的に女性活躍に取り組む仕組みづくりの構築等を進め連携を図る。		年1回
・			
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ			
・			
・			
9. 国際交流・海外派遣事業			
・			
10. 調査研究			
・			
11. その他			
・ 女性活躍推進アドバイザー養成・派遣事業	企業経営の専門家を対象に講義を行い、女性活躍アドバイザーを養成し、企業の女性活躍推進のアドバイスを行う。		通年
・ 市町男女共同参画推進支援事業	県内有識者等をアドバイザーとして派遣し、市町の男女共同参画推進の取組みを支援する。		通年
・ 市町男女共同参画担当者会議開催事業	会議を通じて県と市町との連携を強化し、地域の特性に応じた施策の効果的な実施を図る。		
・ 男女共同参画推進地域ミーティング開催事業	地域のリーダーが一堂に会し、男女共同参画社会づくりに向けた地域課題の検証や解決策の見出し、実践を行う。		
・ 男女共同参画キャリア支援事業	地域の身近なロールモデルを発掘し、その情報発信を行うとともに、中高生のためのキャリアデザイン講座の講師等として活用する。		通年
・ 研修会への講師派遣事業	DVに関する意識啓発のため、機会が多い医療福祉関係者等の研修会に講師を派遣する。		随時
・ 男女共同参画センター管理委託費	県行政と連携して男女共同参画を推進している「県男女共同参画センター」の管理運営委託に要する経費である。		
・			

19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

※該当する時点の番号に○をつけてください。

1:平成29年4月1日 その他: 平成 年 月 日

議 会 名		愛媛県議会	
問1. 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)がありますか。1～3のいずれか一つを選択してください。	1.欠席事由として明記した規定がある。		1
	2.欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を正当な欠席事由と認めている。		
	3. その他(欠席の例がない、不明等)		
問2. 問1 で、1を選択した場合にお伺いします。 「欠席事由として明記した規定」とは、どのような規定ですか。1～3のうちいずれか一つを選択してください。 ※標準会議規則については下記を参照してください ※標準会議規則と、全く同じでなくても、条文の構造が同じであれば「同様」を選択してください。	1.標準都道府県議会会議規則と同様。		1
	2.標準市議会会議規則又は、標準町村議会会議規則と同様。		
	3.その他		
【参考】 標準都道府県議会会議規則 第二条 議員は、公務、疾病、出産その他の事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 標準市議会会議規則 第2条 ② 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 標準町村議会会議規則 第二条 2 議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。			
問3. 議会の欠席事由として、議員の仕事と生活の両立の観点からの事由(例:配偶者の出産、育児、介護等)を明記した規定はありますか。以下の事由について1～3のいずれか一つを選択してください。			
	1 明記した規定があり、正当な欠席事由として認めている。 2 明記した規定はないが、運用上で正当な欠席事由と認めている。 3 その他		
配偶者の出産	2		
育児	2		
家族の看護	2		
家族の介護	2		
疾病	1		
その他 (具体的に事由を記載してください)	3		
問4. 問3で1(明記した規定あり)を選択した場合にお伺いします。当該規定(規則、条例等)の該当部分の規定を記入(または別添)してください。 ↓ ※ 条 項 号まで記入してください。			
規 則 名	愛媛県議会会議規則第86条第1項		
該当部分の条文(本文)を記入(または別添)してください。			
(出席及び退席届) 第86条 議員は、公務、疾病、出産その他の事故により議会に出席できないときは、あらかじめその理由を記載した欠席届を議長に提出しなければならない。			

調査票2

都道府県名

38 愛媛県

以下のデータの調査時点をお答えください。(該当する時点に○をつけ、その他の場合は調査年月日も記入してください。)

平成29年4月1日現在

○

平成29年5月1日現在

その他：平成 年 月 日現在

1 都道府県における首長等の状況 ※在任期間(任期)は予定を記入してください。

知事 ※該当する方に○をつけてください	女性 ○ 男性 任期:平成 26 年 12 月 1 日 ~ 平成 30 年 11 月 # 日
副知事	2 人 (女性 人、男性 2 人)

2 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

*平成29年4月1日現在で設置義務のある審議会等のうち、29年3月に内閣府が把握したものを掲載しています。

変更・廃止等がある場合は、該当する審議会等の備考欄にその旨記入してください。また、新たに追加された審議会等がある場合には、48以下の空白行に記入してください。

	審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていないものには番号の前の欄に×を記入してください)	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
	1 都道府県防災会議(会長を含む)	61	6	9.8	
	都道府県防災会議(委員のみ)	60	6	10.0	
	内 1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	17	0	0.0	
	2号 当該都道府県を管轄区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
	3号 当該都道府県教育委員会の教育長	1	0	0.0	
	4号 警視総監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
	5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	10	1	10.0	
	6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	3	0	0.0	
	7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	23	2	8.7	
	8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	4	3	75.0	
	2 国土利用計画地方審議会	10	5	50.0	
	3 土地利用審査会	7	3	42.9	
	4 都道府県交通安全対策会議	21	0	0.0	
×	5 自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。				6と統合
	6 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	15	6	40.0	
	7 精神医療審査会	30	12	40.0	
×	8 都道府県生活衛生適正化審議会				
	9 都道府県医療審査会	20	6	30.0	
	10 准看護師試験委員会	15	7	46.7	
×	11 麻薬中毒審査会				
	12 地方社会福祉審議会	28	11	39.3	
	13 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	15	7	46.7	
	14 国民健康保険審査会	9	5	55.6	
×	15 都道府県農業共済保険審査会				
	16 都道府県森林審議会	10	4	40.0	
	17 都道府県建設工事紛争審査会	6	3	50.0	
	18 建築審査会	7	3	42.9	
	19 都道府県建築士審査会	5	2	40.0	
	20 都道府県都市計画審議会	17	2	11.8	
	21 開発審査会	7	3	42.9	
	22 私立学校審議会	12	5	41.7	
	23 石油コンビナート等防災本部	45	1	2.2	
×	24 公害健康被害認定審査会				
×	25 窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)				
×	26 都道府県児童福祉審議会				
	27 地方港湾審議会	20	7	35.0	
×	28 土地区画整理審議会				
	29 教科用図書選定審議会	15	7	46.7	
	30 介護保険審査会	17	8	47.1	
	31 都道府県固定資産評価審議会	12	5	41.7	
	32 感染症の診査に関する協議会	35	12	34.3	
	33 警察署協議会	147	63	42.9	
	34 土地収用事業認定審議会	5	3	60.0	
	35 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	5	2	40.0	
	36 国民保護協議会	52	8	15.4	
	37 地方独立行政法人評価委員会	5	2	40.0	
×	38 市街地再開発審査会				
×	39 都道府県職員委員会				
×	40 自然再生協議会				
	41 審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	2	40.0	
	42 後期高齢者医療審査会	8	4	50.0	
	43 留置施設視察委員会	4	2	50.0	
	44 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会	21	1	4.8	
	45 指定難病審査会	22	4	18.2	
	46 小児慢性特定疾病審査会	5	2	40.0	
	47 行政不服審査会	5	2	40.0	
	48 国民健康保険運営協議会				
	49				
	50				
	51				
	合 計	723	225	31.1	
	女性委員0の審議会数	1			

3 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委 員 会 等 名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	教育委員会	5	2	40.0	
2	選挙管理委員会	4	1	25.0	
3	人事委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	0	0.0	
5	公安委員会	3	1	33.3	
6	都道府県労働委員会	15	3	20.0	
7	収用委員会	7	1	14.3	
8	海区漁業調整委員会	15	2	13.3	
9	内水面漁場管理委員会	10	3	30.0	
	合 計	66	14	21.2	
	女性委員0の委員会数	1			